

受付印

令和4年度（令和3年分） 市民税・県民税申告書
（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）

中津市長 あて （納税義務者）

住 所 中津市
氏 名
生 年 月 日 (大・昭・平・令) 年 月 日
連 絡 先

確定申告した上場株式等の所得

確定申告した上場株式等の所得			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

上記の確定申告した上場株式等の所得について、どちらか一方にをつけてください。

- A：住民税ではすべて申告いたしません。
- B：確定申告とは異なる申告を選択します。（申告しない所得が混在する場合こちら）

Bを選択された場合は、下記もご記入ください。

確定申告では総合課税分として 申告した上場株式の配当等のうち	住民税でも総合課税を選択するもの	円
	住民税では分離課税を選択するもの	円
	住民税では申告しないもの	円
確定申告では分離課税分として 申告した上場株式の配当等のうち	住民税では総合課税を選択するもの	円
	住民税でも分離課税を選択するもの	円
	住民税では申告しないもの	円
上場株式の譲渡所得等のうち	住民税では申告しないもの	円

上場株式等に係る譲渡損失の金額（繰越控除額）を変更する場合は下記を記入してください。

本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く繰越控除額	円
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く繰越控除額	円
翌年以降に繰り越される繰越控除額	円

（注意）

- ※ 対象となる上場株式等の所得は、あらかじめ住民税が源泉徴収されているものに限りです。
- ※ 上記の表の住民税源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で課税することがあります。
- ※ 確定申告書の写しの添付が必要です。
- ※ この申告書の提出期限は、対象となる年度の「市民税・県民税の納税通知書」又は「特別徴収税額の決定通知書」が送達するまでです。また、この申告は、当年度限りの申告となり、翌年度以降も課税方式を選択す場合は、その都度申告が必要です。
- ※ 総合課税と分離課税を選択することにより、配偶者控除や扶養控除等の適用、非課税所得判定や国民健康保険税、介護保険料の算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれます。

受付

確認